



- ①市民投票事項の条例適合性の審査
- ②請求代表者の資格の審査

<担当の色>

- 市民
- 市長(総務課)
- 選挙管理委員会

不適合(資格・条例適合性)・補正応じず
→申請却下

市民投票実施請求代表者証明書(4号)
[請求資格者の数の総数の1/6の数を付記]
市民投票実施請求書(2号)←返付

- ①請求代表者証明書を交付した旨告示
- ②証明書に付記した請求資格者の数の総数の1/6の数の告示
- ③請求代表者が後に資格不適合の告示

請求(返付から5日以内)

請求却下(署名数不足・提出期間経過・補正応じず)

①請求却下の告示

受理

- ①請求代表者に受理通知
- ②市民投票実施の決定及び告示

投票結果の尊重

賛否いずれか過半数の結果が投票資格者の1/3以上に達したとき

市民

市民投票実施請求事項事前確認請求書(1号)
市民投票実施請求書(2号)
市民投票実施請求代表者証明書交付申請書(3号)

資格照会

交付

署名等の収集(1月以内)
<請求代表者・受任者>

署名簿(7号)
(請求資格者の1/6以上の署名)

+ 市民投票実施請求署名収集証明申請書(9号)

署名簿(7号)

+ 市民投票実施請求書(2号)
+ 市民投票実施請求署名収集証明書(11号)

提出(期間中又は期間満了の日の翌日から5日以内)

※提出期間経過→証明の求め却下

- ①署名の証明
- ②署名簿の審査(20日以内)
- ③署名審査録(10号)の作成・保存
- ④有効署名の総数を告示
- ⑤署名簿の閲覧(7日間)
- ⑥閲覧に伴う告示・公表

署名簿(7号)
(末尾に有効署名者数等を記載)

返付

投票は、市議及び市長の選挙権を有する市民
市民投票事項に対する賛成・反対の投票運動
(原則自由)

市民投票

期日前投票・不在者投票・投票期日の投票

広報

- ①投票日の決定(実施決定の告示の日から90日を超えない範囲で決定)
- ②投票日の告示(投票日の7日前まで)
- ③投票資格者名簿の調製

- ①開票(投票者数にかかわらず開票)
- ②投票結果の告示
- ③請求代表者に結果の通知